

特殊車両通行 許可 申請書 ()

認定

道路管理者

豊田市長 様

令和 年 月 日

通行開始日	令和	年	月	日
通行終了日	令和	年	月	日

〒

住所

車種区分	
車両番号	車名及び型式
他 台	
他 台	

会社名・氏名

代表者名

TEL

担当者名

TEL

積載 貨物	幅	高さ	長さ
	cm	cm	cm
	品名		

車 両 諸 元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	kg	cm	cm	kg	cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	cm	cm	cm	kg	kg

通行区分	片道・往復	通行経路数	経路
------	-------	-------	----

更新又は変更経緯

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回			/		

道路管理者
豊田市長 様

特殊車両通行 許可 申請書 () 認定

通行開始日	令和	年	月	日
通行終了日	令和	年	月	日

〒 令和 年 月 日

住所

会社名・氏名

代表者名 TEL

担当者名 TEL

車種区分	
車両番号	車名及び型式
他 台	
他 台	

積載 貨物	幅	高さ	長さ
	cm	cm	cm
	品名		

車 両 諸 元	総重量 kg	最遠軸距 cm	最小隣接軸距 cm	隣接軸重 kg	長さ cm
	幅 cm	高さ cm	最小回転半径 cm	最大軸重 kg	最大輪荷重 kg

通行区分	片道・往復	通行経路数	経路
------	-------	-------	----

更新又は変更経緯					
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回			/		

特殊車両通行 許可証 認定書

豊土管発第 号
令和 年 月 日

上記の通り 許可 認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証 認定書 の有効期限	自: 令和 年 月 日	道路管理者
	至: 令和 年 月 日	豊田市長 印

(I) 許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意事項

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。

(II) 不服申立て又は処分の取消しの訴え

この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に豊田市長に、異議申立てをすることができる(なお、本証を受け取つた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなる。)

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取つた日(当該処分につき、異議申立てした場合においては、これに対する裁決又は決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、(豊田市または)豊田市長を被告として(訴訟において豊田市を代表する者は豊田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、本証を受け取つた日又は裁決若しくは決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日又は裁決若しくは決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

※記入例

特殊車両通行 **許可** 申請書 ()
認定

道路管理者

豊田市長 様

令和 3 年 1 月 4 日

通行開始日	令和 3 年 1 月 10 日
通行終了日	令和 5 年 1 月 9 日

〒 471-0851

住所 愛知県豊田市西町 3 - 6 0

車種区分	トラック
車両番号	車名及び型式
三河***は	日野
**** 他 0 台	PJ-*****
他 台	

会社名・氏名

〇〇〇〇株式会社

代表者名

TEL

□□ △△

0565-**-****

担当者名

TEL

×× ○○

0565-**-****

積載 貨物	幅	高さ	長さ
	235 cm	250 cm	950 cm
	品名	自動車部品	

車 両 諸 元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	24990 kg	723 cm	120 cm	16240 kg	1190 cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	249 cm	379 cm	990 cm	8160 kg	2210 kg

通行区分	片道・ 往復	通行経路数	2 経路
------	---------------	-------	------

更新又は変更経緯

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回			/		

通行経路記入欄

備考

〔Ⅰ〕申請者の記載要項

- 1 許可・認定及び（新規、更新、変更）については、該当するものを○で囲むものとし、変更は<>内に変更事由（車両交換、車両台数の減、通行経路の変更等）を記載こと。
- 2 「車種区分」の欄には、「トラック」、「建設機械」、「セミトレーラ」、「ポールトレーラ」、「フルトレーラ」、「ダブルス」等具体的に記載すること。
- 3 「車両番号等」の欄には、道路運送車両法により該当車両に取り付けられた自動車登録番号又は車両番／自動車予備検査証番号を記載すること。「車名及び型式」の欄には、道路運送車両法に基づき国土交通大臣により指定された車名及び型式を記載すること。ただし、連結車にあつては、上段に牽引車(トラック、トラクタ)、下段に被牽引車(トレーラ)の登録番等を記載すること。
- 4 「車両諸元」の欄中「最小隣接軸距」には、隣り合う車軸に係る軸距のうち、最も小さいものを記載すること。また、「隣接軸重」には、最小隣接軸距に係る軸重の和を記載すること。
- 5 「更新又は変更経緯」の欄中「車両台数」の欄には、トラック、トラクタ／トレーラの台数を記載すること。
- 6 「通行経路記入欄」については、出発地、主たる経由地、目的地を記載すること。なお、複数経路の場合は通し番号を付すること。
- 7 申請書には、次の書類及び図面(以下「付属書類」という。)を添付すること。ただし、道路管理者が定める場合においては、車両の諸元に関する説明書及び経路表に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録したフレキシブルディスクによることができる。

(1) 道路運送車両による自動車検査証の写し

(2) 車両の諸元に関する説明書

(3) 経路図及び経路表

(4) 道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けているものにあつては、該当免許の写し

〔Ⅱ〕許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱上の注意事項

- 1 本証は交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
- 2 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
- 3 通行に際し、本証及び付属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
- 4 通行条件に関し、道路管理者等から借置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
- 5 本証及び付属書類に記載されている事項中、車両諸元、通行経路等に変更があつた場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
- 6 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることとなる。

〔Ⅲ〕不服申立て

この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法に定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に豊田市長に審査要求、不服申立てをすることができる。